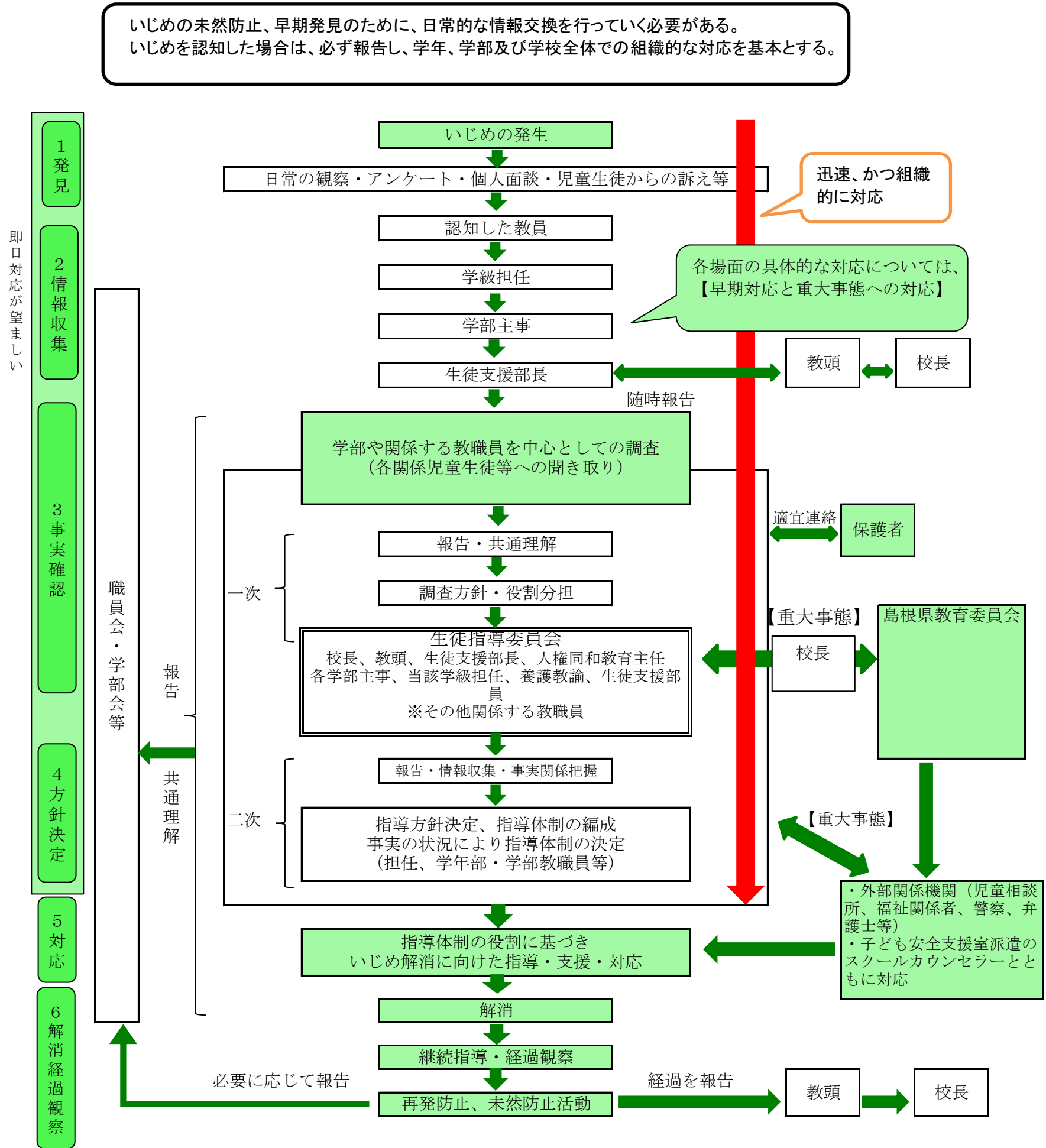


H30いじめ認知から解決までの組織的対応の流れ



※いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切である。児童生徒や保護者から「いじめにより重大事態に至った」という申し立てがあったときは、学校の判断よりもその申し立てを優先し、重大事態が発生したものと対応・調査・報告を行う。ただし、いじめが重篤な場合やいじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。